

被災者生活再建支援制度について

1 制度の概要

この制度は、被災者生活再建支援法に基づき自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

2 対象災害

自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象)により生ずる被害で、次のいずれかに該当した場合に対象となる(施行令第1条第1号～第3号)。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満限定)
- ⑤ ①～③区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満限定)
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
 - ・5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
 - ・2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)

3 対象世帯

- ① 全壊世帯：住宅が全壊した世帯
- ② 解体世帯：住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯(半壊解体世帯・敷地被害解体世帯)
- ③ 長期避難世帯：災害による危険継続で住宅に居住不能な状態が長期間継続中の世帯
- ④ 大規模半壊世帯：住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯
- ⑤ 中規模半壊世帯：住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯

4 支給額

支援金の対象となる経費は、(A)基礎支援金と(B)加算支援金に区分され、定額支給される。

区分	損害割合	支援金の支給額		合計	
		(A) 基礎支援金	(B) 加算支援金		
			再建手段		支給額
①全壊 ②解体 ③長期避難	50%以上	100万円	a 建設・購入	200万円	300万円
			b 補修	100万円	200万円
			c 賃借	50万円	150万円
④大規模半壊	40%台	50万円	a 建設・購入	200万円	250万円
			b 補修	100万円	150万円
			c 賃借	50万円	100万円
⑤中規模半壊	30%台	—	a 建設・購入	100万円	100万円
			b 補修	50万円	50万円
			c 賃借	25万円	25万円

※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合、加算支援金(複数世帯の事例)の支給額は合計で200(補修の場合は100)万円

5 事務取扱等

(1) 申請関係

- ① 申請窓口：市町村
- ② 添付書類：(A)基礎支援金 罹災証明書、住民票 等
(B)加算支援金 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- ③ 申請期間：(A)基礎支援金 災害発生日から13月以内
(B)加算支援金 災害発生日から37月以内

(2) 法人の概要

国が(公財)都道府県センターを被災者生活再建支援法人として指定。都道府県より支給事務の委託を受け、支援金の支給及び却下の決定、支援金の支給等の業務を行う。

(3) 被災者生活再建支援基金の原資

全都道府県から法人に対して総額1,880億円の基金を拠出(本県拠出額：22億8,770万3千円)。負担割合(国：地方=1：1。ただし東日本大震災分は国：地方=8：2)

6 その他

- (1) 配偶者やその他親族から危害を加えられる恐れがある等の事情により、別居されている方の住居が被災された場合、加害者である配偶者やその他親族と住民票上は同一世帯であっても、別に生活していることが明らかであれば、住民票上の世帯主に限ることなく申請は可能となります。